

道路維持補修工事等に係る包括契約及び地域維持型契約方式試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が管理する道路の維持補修工事等（以下「道路維持補修工事等」という。）の包括的な民間委託及び地域維持型契約方式を試行するにあたり、当該入札又は見積に参加できる者に必要な条件及び事務処理等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(従来要綱等との関係)

第2 道路維持補修工事等の契約に関し、この要領に定めのない事項については、原則として建設工事等に関する従来要綱、要領及び通知等（以下「従来要綱等」という。）によるものとする。

2 道路維持補修工事等の契約に関し、従来要綱等の定めがこの要領と抵触する場合は、この要領によるものとする。

(対象工事等)

第3 市が管理する道路施設の破損等により市民に著しい不便が生ずるおそれのある次の工事及び業務（以下「対象工事等」という。）を対象とし、これらを包括的に発注する場合とする。

- (1) 道路施設等を適切な状態に保つために実施する舗装修繕、側溝清掃、路面清掃、草刈、構造物小修理等の維持補修工事
- (2) 緊急に補修を要する工事
- (3) その他予算執行者が特に必要と認めた工事等

(入札参加資格要件)

第4 道路維持補修工事等の入札又は見積参加者に必要な資格（以下「参加資格要件」という。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市の建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「土木工事業」の許可を有し、当該許可について有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者（入札又は見積日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

- (8) 道路維持補修工事等の施工に必要な資格を有する技術者及び現場代理人を配置できること。
- (9) 道路維持補修工事等の性質又は目的を考慮して予算執行者が道路維持補修工事等ごとに定める主たる営業所の所在地の要件を満たしていること。
- (10) 市発注の工事に係る工事成績評定ついて、過去2年間に55点未満をとっていないこと。
- (11) その他予算執行者が必要と認める要件を満たしていること。

(地域維持型契約方式)

第5 予算執行者は、道路維持補修工事等の契約を締結するにあたっては、地域を特定し、工区を分割して契約（以下「地域維持型契約方式」という。）を締結することができるものとする。この場合における入札参加資格要件にあっては、第4に掲げるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 有資格者名簿の本店情報に記載された主たる営業所のほか、その他の営業所（建設業法第3条の規定による「土木工事業」の許可を有する営業所に限る。以下同じ。）が、予算執行者が定める所在地に係る要件を満たしていること。
- (2) 一の事業者は、異なる二以上の工区の入札又は見積に参加できないこと。ただし、主たる営業所及びその他の営業所が、それぞれの所在地に係る要件を満たす工区の入札又は見積に参加するときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、等級別発注標準に関する要件を設定しないことができるものとする。

3 予算執行者は、地域維持型契約方式による契約を締結するにあたり、競争入札により難いと認めるときは、随意契約の方法によることができるものとする。

(共同企業体)

第6 第5に定めるもののほか、地域維持型契約方式による場合にあつては、地域維持型特定共同企業体試行要領に基づく特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）により入札又は見積に参加ができるものとする。

2 前項の規定による入札又は見積の参加は、単体企業又は共同企業体のいずれかによるものとし、共同企業体を結成した者は、一の工事に対して単体企業として入札又は見積に参加することができないものとする。

(実施協議)

第7 予算執行者は、道路維持補修工事の実施及び具体的な発注要件等を定めようとするときは、「工事計画書」により、契約課長に協議するものとする。

2 契約課長は、当該契約の設計金額が500万円以上のときは、発注要件等について請負工事審査委員会の審査に付し、決定するものとする。

(説明会の開催)

第8 予算執行者は、必要に応じて説明会を開催するものとする。

(入札及び契約の締結)

第9 道路維持補修工事等に係るの入札及び契約の締結は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 競争入札における最低制限価格及び調査基準価格の算定は、最低制限価格及び

低入札価格調査基準価格の算定基準（平成25年4月1日施行）の建設工事の例によること。

- (2) 競争入札においては、入札金額に対応した積算内訳書の提出を求めること。
- (3) 入札又は見積に係る情報の公表は、長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年4月1日施行）に規定する建設工事の例（発注見通し及び競争入札における設計価格及び設計価格の積算内訳を含む。）によること。
- (4) 契約における履行保証は、金銭的保証によること。ただし、過去の履行実績に基づき減免することを妨げない。

2 前項の規定によるもののほか、一般競争入札による場合にあっては、長野市条件付き一般競争入札実施に関する要綱（平成8年4月1日施行）第4から第6までの規定を準用する。

（契約の履行）

第10 受注者は、道路維持補修工事等の施工に必要な資格を有する主任技術者並びに発注者が必要と認める技術者及び現場代理人を、現場又は作業班毎に配置するものとし、発注者は主任技術者の専任配置を求めないものとする。

2 地域維持型契約方式に係る道路維持補修工事等の施工は、原則として受注者が直接行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、発注者と協議の上、下請契約を締結することができるものとする。

（契約の解除）

第11 予算執行者は、契約の締結後に次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) その責に帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工事経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき
- (3) 配置技術者を配置しなかったとき
- (4) 上記に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 発注者が、契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、予算執行者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として請求するものとする。

（その他）

第12 予算執行者は、本要領に関して疑義が生じた場合は、契約課長に協議し対応するものとする。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は見積の依頼を行う契約から適用する。